

健 健 発 0216 第 1 号
令 和 3 年 2 月 16 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長
（ 公 印 省 略 ）

接種順位が上位に位置づけられる医療従事者等の範囲について

医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築につきましては、「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」（令和3年1月8日付け健健発0108第1号厚生労働省健康局健康課長通知）において、御協力をお願いしたところです。

今般、同通知別添1の別紙「医療従事者等の範囲」を別添のとおり改正することとしました。改正の趣旨は下記のとおりですので、管内の市区町村及び関係団体にご連絡いただくようお願いいたします。

なお、医療関係団体等に対しましても、この取扱いにつき、周知しておりますことを申し添えます。引き続き、医療従事者等への接種体制の構築につき、格段の御協力をお願いいたします。

記

- 1 医療従事者等の範囲の考え方に変更はないが、2. (1) (対象者に関する留意点) に、以下の(1)と(2)の2点を追加し、2. (4) (対象者に関する留意点) に、以下の(3)を追加する。新型コロナウイルス感染症患者には、疑い患者(新型コロナウイルス感染症患者であることを積極的に疑う場合だけでなく、発熱・呼吸器症状などを有し新型コロナウイルス感染症患者かどうかわからない患者を含む。)を含む。

なお、医療従事者等に早期に接種する理由として、以下の点が重要であることを踏まえ、具体的な範囲を定めている。

- ・ 業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者や多くの疑い患者と頻繁に接する業務を行うことから、新型コロナウイルスへの曝露の機会が極めて多いこと
- ・ 従事する者の発症及び重症化リスクの軽減は、医療提供体制の確保のために必要であること(注1)

注1:ワクチンの基本的な性能として発症予防・重症化予防が想定され、感染予防の効果を期待するものではないことから、患者への感染予防を目的として医療従事者等に接種するものではないことに留意(医療従事者等は、個人のリスク軽減に加え、医療提供体制の確保の観点から接種が望まれるものの、最終的には接種は個人の判断であり、業務従事への条件とはならない)。

- (1) 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。
- (2) 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、実習先となる医療機関の判断により対象とできる。
- (3) 自治体等が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体等が判断した者を、感染症対策業務の対象者に準じて対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。

2 接種場所の調整や接種券付き予診票の発行については、以下のとおりとする。

- (1) 助産所の従事者については、連携医療機関を通じて、連携医療機関の従事者と同様の方法で取りまとめる。
 - (2) 医学部生等の医療機関において実習を行う者へ接種を行う場合は、原則として、実習先となる医療機関において取りまとめるとともに、接種を実施する。
 - (3) 自治体等が設ける特設会場において予防接種業務に従事する者については、市町村等が取りまとめて、接種場所の調整や接種券付き予診票の発行に当たっての調整を行い、接種を実施することができる。
- ※ 医療従事者等への接種時期には、各市町村等に対し、特設会場において予防接種業務に従事する者へのワクチンの配分は行われないことから、当該業務の従事者に優先接種を行う場合は、原則として、高齢者への接種の実施時期に併せて実施することとなる。

(添付資料について)

別添1 「医療従事者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う体制の構築について」(令和3年1月8日付け健健発0108第2号厚生労働省健康局健康課長通知)別添1別紙「医療従事者等の範囲」【改正後全文】